

第 1 章 総 則

1 適用範囲

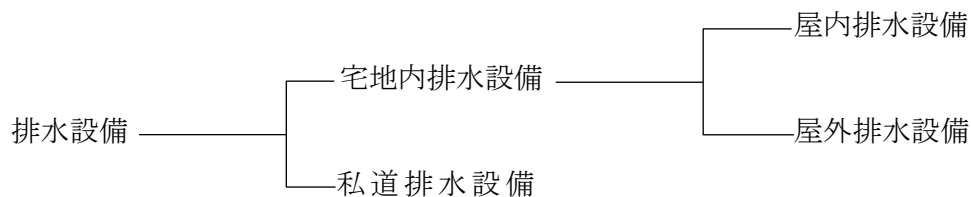
「東京都排水設備要綱」（以下「要綱」という。）は、東京都区部における排水設備の設計及び施工に適用する。なお、この要綱は排水設備の技術上の指針に資料を組み込んで、より活用しやすいように編集しているものである。

2 排水設備の定義

排水設備とは、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きよ、その他の排水施設をいう。（法第10条第1項）

【解説】

排水設備の種類は次のとおりである。



屋内排水設備：汚水の衛生器具、ルーフドレン及び雨どいなどから、屋外に設置するます又は排水本管に接続するまでの排水管、通気管及びそれらに付属する排水設備とする。（第3章 参照）

屋外排水設備：屋内排水設備を除き、屋外に設置するます及び排水本管等で、公共下水道のます又は私道排水設備のますに固着するまでの排水設備とする。

ただし、浄化槽を除くものとする。（第4章 参照）

私道排水設備：私道内に設置する設備で、複数の土地の屋外排水設備からの排水を受けて、公共下水道に流入させる役割を持つ排水設備とする。

（第5章 参照）

3 排水設備の設置義務

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、排水設備を設置しなければならない。（法第10条）

【解説】

排水設備の設置義務者は、以下に示すものをいう。

- (1) 建築物の敷地である土地の場合は、その建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地の場合は、その土地の所有者
- (3) 道路（道路法による「道路」をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である場合は、その公共施設を管理すべき者

4 下水の種類

下水は、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水又は雨水をいう。（法第2条）

【解説】

公共下水道の排除方式に応じて、排水系統を汚水と雨水で分離して排水設備を設置する場合の汚水と雨水の分類は次のとおりとする。

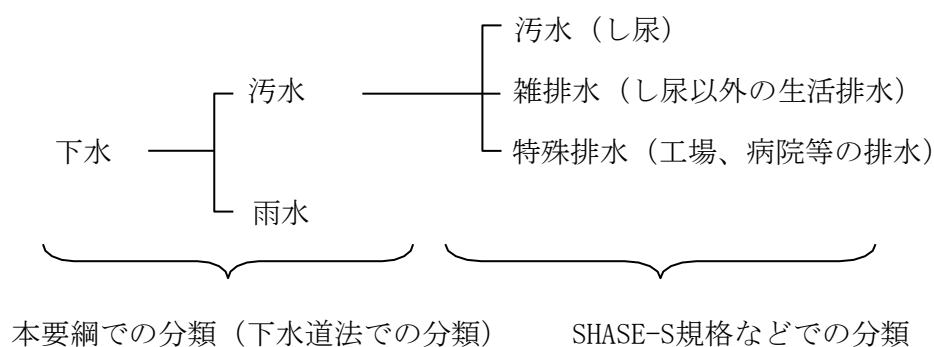
(1) 汚 水

- ① 水洗便所の排水
- ② 台所、風呂、洗面所、洗濯場（ベランダの洗濯機も含む。）の排水
- ③ 屋外洗い場などの排水（周囲から雨水の混入のないもの。）
- ④ 冷却水
- ⑤ プール排水
- ⑥ 地下構造物からの湧水
- ⑦ 工場、事業場の生産活動により生じた廃水
- ⑧ 雨水を貯留し、トイレ等に利用することにより生じた排水
- ⑨ その他雨水以外の排水

(2) 雨 水

- ① 雨水
- ② 地下水（地表面に流れ出てくる湧水）
- ③ 雪どけ水
- ④ その他の自然水

※参考



5 排除方式

公共下水道の排除方式には、汚水と雨水を同一管きよで排除する合流式と、汚水と雨水を別々の管きよで排除する分流式がある。

排水設備は、公共下水道の排除方式に従って設計、施工しなければならない。

【解説】

(1) 公共下水道供用開始の告示

区部の下水道には、合流区域のうち雨水放流先の河川の流下能力に整合させた暫定分流方式、雨水流出抑制方式があり、また分流区域のうち汚水管きよのみを先行して整備する汚水先行方式などがある。

これらの排除方式について、東京都区部における供用開始の告示では「合流式」、「合流式（雨水を除く）」、「分流式」、「分流式（雨水を除く）」などとして公示している。

公共下水道の排除方式による排水設備の接続方法は次のとおりである。

表 1 - 1 告示方式一覧表

告示方式	排除方式	公共下水道 敷設状況	排水設備の排除方式	
			汚水	雨水
下水を排除 及び処理す べき区域（合 流式）	合流式	合流管きよが敷設	同一管きよによって公共下水道のます （又は私道排水設備のます）に排除	
下水（雨水を 除く。）を排 除及び処理 すべき区域 （合流式）	暫定分流 方式	合流管きよが敷設 されているが、排 除先（河川）との 関係によって当分 の間、雨水を流す ことができない。	公共下水道 のます（又は 私道排水設 備のます）に 排除	公道の在来U形側溝等 に排除
	雨水流出 抑制型			敷地内において浸透処 理をする。 なお、雨水浸透のオー バーフローは公共雨水浸 透ます又は、汚水ますに 排除
下水を排除 及び処理す べき区域（分 流式）	分流式	汚水用管きよと雨 水用管きよ（一部 U形側溝）が別々 に整備されている。	公共下水道 の汚水ます （又は私道 排水設備の 汚水ます）に 排除	公共下水道（管きよ又は U形側溝）の雨水ます （又は私道排水設備の 雨水ます）に排除
下水（雨水を 除く。）を排 除及び処理 すべき区域 （分流式）	汚水先行 方式	汚水用の管きよだ けが整備され、雨 水用の管きよは整 備されていない		雨水用の管きよが整備 されるまでの間、雨水は 公道の在来U形側溝等 に排除する
	雨水除外 方式	汚水用の管きよだ けが整備されてい る。	公共下水道を介さず、海 や運河に直接排除	

(2) 排除方式の確認方法

告示状況については、下水道局の窓口やホームページで「告示現況図」を閲覧することが
できる。最新の詳細な告示状況については、下水道事務所お客さまサービス課排水設備
担当に問い合わせること。

6 東京都指定排水設備工事事業者による施行

排水設備の新設等の工事は、東京都指定排水設備工事事業者でなければ施行してはならない。(条例第7条)

【解説】

排水設備は、法令に基づき適正に設置されないと、管の詰まりや臭気などが発生し使用者に直接悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、排水を受け入れる公共下水道の側でも十分な効果を発揮できなかつたり、施設に損傷を与えたりするおそれがある。

7 排水設備計画の届出

排水設備の新設、増設又は改築をしようとする者（設置者）は、工事着工の7日前までに排水設備の計画を下水道局長に届け出なければならない。

(条例第4条、5条) (P11以降参照)

【解説】

下水道局では、排水設備計画届出書（以下「届出書」という）について審査を行っている。届出書の審査は、届出の排水設備設計図書等を法令等に基づき審査をするものであり土地利用、賃貸等の権利関係まで立ち入って審査をするものではない。したがって、これらの私法上の権利等は設置者の責任において処理されていなければならない。

なお、届け出た排水設備計画の内容を変更または中止するときも、変更・中止の届出を行わなければならない。

《 排水に関する事前協議 》

新築又は増築する建築物のうち、一定の敷地又は延床面積を超えるものや大量の排水が生じる場合には、建築主等は、あらかじめ「排水に関する事前協議書」による協議を行う必要がある。(P43参照)

8 設計及び施工

設計及び施工にあたっては、排水設備がその機能を完全に発揮し、かつ、公共下水道の施設の機能を妨げたり損傷を与えるおそれのないよう確実に行わなければならない。

【解説】

(1) 排水設備の設置及び構造の基準

排水設備の設置及び構造の基準は下水道法施行令第8条で定められている。(P268)

(2) 施工管理

工事の施工にあたる東京都指定排水設備工事事業者は、選任している排水設備工事責任

技術者に、出来形及び品質が設計図書に適合するよう十分な施工管理を行わせなければならない。

(3) 工事現場の安全管理

施工者は、次のとおり安全管理に必要な措置を常に講じ、工事関係者又は第三者に災害を及ぼさないよう事故の発生防止に努める。

工事中に事故があったときは、直ちに施設の管理者、関係官公署に連絡するとともに、速やかに応急措置を講じて被害を最小限度にとどめなければならない。

- 1) 騒音、振動、公共用水域の水質汚濁等の公害防止に適切な措置を講ずるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び同施行規則を遵守して公害防止に努める。
- 2) 使用材料、機械器具等の整理、整頓及び清掃を行い、事故防止に努める。
- 3) 工事中は火気に十分注意し、火災の発生防止に努める。
- 4) 危険防止のための仮囲い、柵など適切な保安施設を施し、夜間においては注意灯を設置し、常時点検するなど保安、盗難防止に努める。
- 5) 汚染又は損傷のおそれのある機材、設備等は、適切な保護養生を行う。
- 6) 工事に伴う障害物件の取扱い及びとりこわし材の処置については、施主（設置者）並びに関係者立会いのうえ、その指示に従う。
- 7) 工事の完成に際しては、速やかに仮設物を撤去し、清掃及び跡片付けを行う。

9 材料及び器具

使用する材料及び器具は、使用条件や環境条件を考慮するとともに、維持管理が容易なものを選定する。

また、原則として規格品を用いる。

【解説】

(1) 一般事項

- 1) 水質、水温、水圧などの使用条件や水中、地中、湿気などの設置場所の環境条件に対して材質の変化が許容内で強度が十分あり、長期の使用に耐えるものであること。
- 2) 管理、操作が容易であるとともに、故障等による交換部品の調達や維持管理が容易であること。

(2) 規 格

- 1) 規格には次のものがある。参考として、排水設備の主な規格例及び材料の配合を参考資料 I（P179）に示す。
 - ① 日本工業規格（JIS）
 - ② 日本農林規格（JAS）

- ③ 日本下水道協会規格（JSWAS）
 - ④ 日本水道協会規格（JWWA）
 - ⑤ 空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）
 - ⑥ 東京都下水道設計標準
 - ⑦ 東京都下水道局土木工事標準仕様書
 - ⑧ 東京都土木材料標準仕様書（東京都建設局）
- 2) 規格のないものについては、形状・品質・耐久性及び強度等が十分使用目的に合うことを調査、確認のうえ選定すること。
- 3) 一度使用した材料又は器具を再利用する場合は、材質や強度その他について機能及び維持管理に支障がないことを確認すること。

10 関係法規の遵守

排水設備の設置にあたっては、下水道法、東京都の条例等を遵守し、適正に施行しなければならない。

【解説】

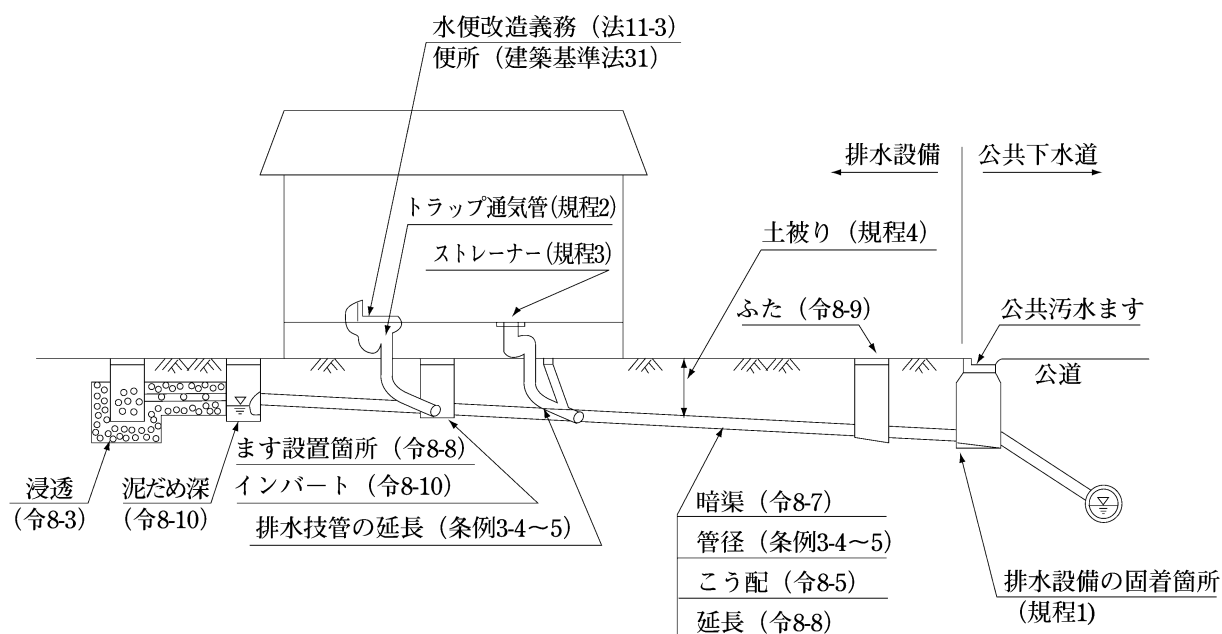
主な関係法規は、次のとおりである。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号、以下「法」という。）
- (2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号、以下「令」という。）
- (3) 下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）
- (4) 東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号、以下「条例」という。）
- (5) 東京都下水道条例施行規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第28号、以下「規程」という。）
- (6) 東京都指定排水設備工事事業者規程（平成13年東京都下水道局管理規程第4号）
- (7) 東京都下水道局水洗便所助成規程（昭和46年東京都下水道局管理規程第21号）
- (8) ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱（平成14年度下業排設第109号）
- (9) 阻集器に関する取扱要綱（平成14年度下業排設第112号）
- (10) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- (11) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）
- (12) 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（通称：給排水設備技術基準）（昭和50年建設省告示第1597号）

- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
 - (14) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）
 - (15) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）
 - (16) 建築物における排水槽等の構造、維持管理等に関する指導要綱
（昭和61年東京都ビルピット対策指導要綱）
 - (17) 環境基本法（平成5年法律第91号）
 - (18) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
 - (19) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - (20) 消防法（昭和23年法律第186号）
 - (21) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
 - (22) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
 - (23) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）
 - (24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - (25) 道路法（昭和27年法律第180号）
 - (26) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
 - (27) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - (28) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - (29) 食品衛生法施行条例（平成12年東京都条例第40号）
 - (30) 建設業法（昭和24年法律第100号）
 - (31) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）
 - (32) 建築士法（昭和25年法律第202号）
 - (33) 行政書士法（昭和26年法律第4号）
- （次頁「図1-3 排水設備関係法規検索図」参照）

凡 例

下水道法	法
下水道法施行令	令
下水道法施行規則	則
東京都下水道条例	東京 条例
都下水道条例施行規程	規程



その他

- | | | | |
|---------------|----------------------------|---------|-------|
| 1 届 出 | 条例4-1 | 6 維持管理者 | 法10-2 |
| 2 排水設備の接続方法 | 条例3 | 7 受忍義務 | 法11 |
| 3 指定排水設備工事事業者 | 条例7 | 8 管 理 | 法3 |
| 4 阻集器、通気管、排水槽 | 給排水設備技術基準
(建設省告示第1597号) | | |
| 5 設置義務者 | 法10-1 | | |

図 1 - 3 排水設備関係法規検索図